

令和8年4月1日から自動車税の制度が変わりました

令和8年3月31日をもって、自動車税環境性能割が廃止されました。
 令和8年4月1日より、自動車税種別割の名称が自動車税に変更されました。

自動車税申告書の様式が新しくなりました

環境性能割の廃止により、令和8年4月1日より、自動車税申告書の様式が新しくなりました。

〈新様式の自動車税申告書〉 新規→**緑色** 管轄入、県内移転・変更→**ピンク色**

自動車の新規登録、変更登録又は移転登録の申請を富山運輸支局で行う際には、隣接する自動車税センターに申告書の提出をお願いいたします。

自動車税の納付の有無に関わらず、引き続き申告書の提出が必要です。